

# 2018年度 夏期合同研究

7月10日、弁護士会館において、2018年度夏期合同研究が開催された。  
20の分科会と全体討議が開催され、  
分科会はのべ745名、全体討議はのべ262名が参加した。

\*表紙裏にカラー写真掲載

## 第1分科会

### 裁判例を通して見る成年後見人の権限と責任について

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 田代 康城 (66期)



本分科会は、2部構成で実施された。  
第1部では、まず安藤博規委員から、成年後見人に関する基礎知識の確認や、成年後見人による財産の売却や贈与事例で善管注意義務違反が争われた11件の裁判例が紹介された。次に山澤恭子委員からは、松江地裁平成29年1月16日判決（平成26年（ワ）第191号）の事例をもとに、事実関係から裁判所の判断に至るまでの詳細な事例報告があった。  
第2部では、日本成年後見法学会等にも所属されている

清水恵介委員（日本大学法学部教授）及び稲田龍樹委員（元裁判官、元学習院大学法科大学院教授・同法務研究所長）から、裁判例や成年後見制度の変容を踏まえての善管注意義務に関するご講演があった。

成年後見人活動の中で葛藤が生じやすい“本人の意思尊重”と“身上配慮・財産管理”の相克について、裁判例や成年後見制度の変容にまで踏み込んだご高察を拝聴することができ、今後後見人業務を行うにあたって大変有益なものとなった。

## 第2分科会

### 弁護士として知っておくべき「スポーツと入れ墨」

弁護士業務改革委員会委員 中嶋 翼 (67期)



日本では、当然の規制として入れ墨をした人をスポーツの試合に出させないことが行われており、一般的にはこの規制はそれほど問題となっていない。しかし、世界ではファッションとしてのタトゥーが流行しており、2020年には東京オリンピックが差し迫っていることを考えると、現時点で日本の法律家は入れ墨規制のあり方について議論しておく必要がある。

このような問題意識に基づき、業務改革委員会は、スポーツ法プロジェクトチームのメンバーが中心となって、入れ

墨規制問題に関するパネルディスカッションを行った。

当日は、スポーツ分野にとどまらず、より広い視点から入れ墨規制に関する議論が行われた。当委員会の中嶋翼会員が司会を務め、第一東京弁護士会からお招きした吉田泉弁護士・多賀啓弁護士という2名の識者とともに当委員会の佐瀬正俊会員・渡辺智己会員がパネリストを務めて活発な議論が交わされた。

来場した一般参加者から発言がなされる場面もあり、会場は終始活気に満ちていた。

### 第3分科会

## 民事信託と遺留分侵害について

信託法研究部事務局長 金森 健一 (63期)



部長である清水晃会員による当部の活動報告及び趣旨説明に続き、講演とパネルディスカッションの2部構成で実施した。

第1部の講演では、山口正徳会員（当部所属）により、信託の利用の現状（利用状況や他の士業の取り組みなど）、民事信託の基礎知識、なぜ民事信託で遺留分侵害が問題になるのかについて解説された。

第2部のパネルディスカッションでは、当部所属の、岩田賢会員、伊東大祐会員及び私が、信託設定が遺留分を侵害する場合の「信託財産説」と「受益権説」の比較や、実務

面に関する説明等を行った。各見解の帰結やメリット、デメリットのほか、受益権説を前提とした場合の受益権評価における相続税法上の評価との考え方の違い、そして、相続法改正に伴う遺留分制度の改正が、信託と遺留分の議論にどのような影響を与えるかといった最新の議論もなされた。

参加者は63名にも及び、盛況のうちに閉会した。

当部では引き続き民事信託について深い議論を行う予定であるため、興味がある会員の方々には是非ご参加いただきたい。

### 第4分科会

## 知る権利に応える ～権力に斬り込む新聞記者として

人権救済調査室嘱託・人権擁護委員会委員 伊藤 洋志 (58期)



森友・加計問題等の迫及で話題となった、東京新聞記者の望月衣塑子氏をお招きし、権力が隠す情報を明らかにしていく記者側の苦労や、政府の報道機関に対する圧力とこれに付随する報道機関側の萎縮の実態等について、裏話を交えながら解説をいただいた。

政権幹部が番記者を取り込む結果、政治部主導の記者クラブが取り仕切る記者会見では政権に批判的な質問が出にくくなる等、現在の記者クラブには問題があるが、社会部の記者の参加を認める等、オープンな場にしていくことで変化

が望めるかもしれないとの話があった。

質疑の中では、政権に協力的なメディアの経営陣は、政権を怒らせず、これにすり寄る方がビジネスとして得になると考えているのかもしれないとの意見があった一方、報道機関としては読者や視聴者からの声を無視できないため、市民や法律家が報道機関に対し、政権批判の手を緩めないよう声を上げ続けることが報道機関の萎縮防止に効果があるとの指摘が印象に残った。

### 第5分科会

## 行政調査と弁護士の役割 ～新しい業務分野としての可能性

行政法研究部部員 加藤 由利子 (67期)



行政法研究部分科会においては、「行政調査と弁護士の役割」と題し、主要な3つの分野（保険医・保険医療機関に対する指導・監査、公正取引委員会による立入検査、税務調査）につき発表を行った。

第一部では、福岡県弁護士会所属の山本哲朗弁護士を講師として招き、保険医・保険医療機関に対する指導・監査における弁護士の役割についてお話しいただいた。山本弁護士は当該分野において、平成30年4月に執行停止を勝ち取ったばかりであり、当該事件も踏まえた貴重なお話を聞くこ

とができた。

第二部では、小田勇一部員が、公正取引委員会による立入検査につき、自身の豊富な体験をふまえ発表を行った。

第三部では、渡邊正昭部長が、税務調査につき行政側の視点もふまえ発表を行った。

いずれの発表も実務に直結する非常に有益なものであり、今後の行政調査の分野における弁護士の活躍を期待させる大変有意義な分科会であった。

## 第6分科会

## 今からでも遅くない! AIの現状と法律家の役割

弁護士活動領域拡大推進本部幹事 後藤 洋輝 (68期)



第6分科会では、当本部人工知能部会部会長の後藤大会員が「今からでも遅くない! AIの現状と法律家の役割」と題した講演を行った。

講演では、AIの意義やレベル、機械学習の種類・仕組み・応用先、といったAIの概要について説明を行った後、AIに関する法的課題・AIに関して法律家が考えるべき点について解説等を行った。

AIに関する法的課題の解説では、AIの利活用に不可欠な「学習済みモデル」の作成・利用の全体像を概観し、各過程

で問題となり得る法的課題を確認した。その後、AI開発・利用を見据えた法改正やガイドライン・大綱の策定等、近時のAIをめぐる情勢にも触れながら、個別の課題・論点を詳細に検討した。

また、法律家が考えるべき点に関しては、特に倫理的な観点から指摘を行った。

非常に盛り沢山の内容であったが、多数の会員が最後まで離席することなく非常に熱心に聴講しており、会員のAIに対する関心の高さを窺い知ることができた。

## 第7分科会

## 国際委員会の参加する国際会議で討議された近時の国際人権とビジネスの諸問題

国際委員会副委員長 富松 宏之 (64期)



基本的人権の擁護は、弁護士法1条に謳われる弁護士の使命であり、また、経済のグローバル化の進展に伴い、国境を越えた取引が常態化する中、国際人権に関する対応次第では、企業の死活問題ともなりうる。各国の弁護士(会)は、自らの使命を全うし、クライアントの利益を保護するため、人権問題について細心の注意を払うことが求められている。

各種世界会議においても人権問題が議論される頻度は高く、その内容を当会会員に対してフィードバックすること

は当委員会の重要な使命でもある。そこで、本年度の夏期合同研究では、国際会議で討議された近時の国際人権に関する問題等を紹介することとし、樋口一磨副委員長がIBA(国際法曹協会)、光野真純委員がLAWASIA、私がWCBL(世界大都市弁護士会会議)における議論等を報告した。会場は満席となり、質疑応答も活発になされた。

当委員会としては、当会会員が国際人権に関する国際的な動きを適時的確に把握できるよう、こうしたフィードバックを継続していきたい。

## 第8分科会

仮想通貨  
～消費者弁護士が押さえておくべき基礎知識～

消費者問題特別委員会委員 中村 仁恒 (67期)



仮想通貨に関して、4部構成による研究発表を行った。

第1部では、平秀一委員により、仮想通貨が採用しているP2Pネットワーク、ブロックチェーン、暗号等の技術的な仕組みや仮想通貨交換所の役割が説明された後、改正資金決済法による法規制の概要が解説された。

第2部では、独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第2課稲垣利彦氏により、同センターの公表資料に基づき、最新の仮想通貨に関する消費生活相談事例が紹介された。

第3部では、磯雄太郎委員により仮想通貨の法的性質についての最新の議論状況が発表された。仮想通貨に関する権

利について、①物権的に構成する解釈、②金銭の私法上の性質の解釈論を援用する解釈、③仮想通貨ネットワーク参加者の「合意」の存在を基礎とする解釈の3説についての検討等が行われた。

第4部では、藤井裕子委員により、仮想通貨等に関する返還請求権の債権差押えについて、差押債権目録の記載方法、業者とのやり取りにおける証拠の保全方法等を含む実務的な解説がなされた。

めまぐるしく変化し、法改正が追い付いていない仮想通貨をめぐる実情・理論面双方の理解に資する発表であった。

## 第9分科会

### 利用したい紛争解決方法 ～弁護士会のあっせん手続き

紛争解決センター運営委員会委員 本田 直之 (62期)



当委員会では、中京大学法科大学院の稲葉一人教授を講師に招き、ふとん乾燥機の部品を供給する継続的契約関係にあった両当事者間で、買主側が突然契約の打ち切りを申し入れた、という架空の事例につき、模擬あっせんの実演に取り組んだ。

初めに委員が模擬あっせんを実演し、稲葉教授が解説を行った。次に各参加者があっせん人役・両当事者役に分かれて3人一組となり、模擬あっせんを行った。その後、参加者があっせんの概要や意見を述べ、稲葉教授が個別に解

説を行った。設定された事実関係は各グループで同一だが、グループごとに様々な経過や結論となった点が興味深かった。

参加者は、進行の段取りや公平性などのあっせん人の悩みを実感しつつ、当事者側としてもどう主張すれば望ましい結果につながるのか等につき理解を深めた。当委員会は、今後も当会のあっせん手続きの周知をするとともに、より望ましいあっせんを目指して研鑽を積み、紛争解決に貢献していきたい。

## 第10分科会

### 裁判手続のIT化

民事訴訟問題等特別委員会委員長 山崎 雄一郎 (47期)



現行民訴法施行20周年の今年、IT化により、再び手続が変貌を遂げようとしている。本年3月まで裁判手続等のIT化検討会委員であった杉本純子日本大学法学部准教授を招き、同検討会の検討結果と諸外国の現状の講演及び当委員会の濱口博史(48期)、脇谷英夫(51期)両委員を交えたシンポジウムを行った。

杉本純子准教授から、アメリカ、シンガポール、韓国、ドイツ、中国での裁判手続のIT化の実情と問題点、検討会の議論状況が紹介された。ドイツでは、制度設計は完璧

でも、実務家の従来からの習慣と相容れず、意外にも、現実の運用は数パーセントに留まっているという。パネルディスカッションでは、理解を深めるため両委員に敢えて積極、消極の立場から意見を表明してもらう形で論点の洗出しを試みた。

諸外国の情勢からも、IT化は必然であり、やるからには、ドイツの轍を踏まず、裁判のIT化の“決勝リーグ”に進める仕組みを構築しなければならない。

## 第11分科会

### 同一労働同一賃金の射程範囲 ～本年6月1日の2つの最高裁判決を題材に～

労働法制特別委員会委員 光前 幸一 (29期)



当委員会は、正規労働者と職務内容に違いのない有期労働者の賃金格差がテーマとなった2つの最判(第2小法廷平成30年6月1日判決。ハマキョウレックス事件と長澤運輸事件)を取り上げ、わが国の雇用の特色とされてきた終身雇用、年功賃金、職務非限定、職能給、解雇制限等の今後を、同月29日に成立した「働き方改革関連法」(残業規制、正規と非正規の不合理差別禁止(同一労働・同一賃金)、アウトプット重視の賃金、裁量労働制の拡張)との関係において、労・使・裁の立場から各パネリストに

展望していただいた。

労働生産性の向上を目ざす「働き方改革」がどこまで労働者保護と両立するかが国会で議論されるなか、上記最判は新法(有期・パート労働の不合理差別禁止法)の解釈や運用にかなりの方向性を示しており、雇用制度全般にも影響を与えていくのではないかというのがパネリストの大凡の意見であった。破壊と創造に富んだ議論が交わされ、雇用の激動を実感させられる分科会であった。

## 第12分科会

## 外国人労働者の受入れの現状と今後の展望

外国人の権利に関する委員会委員 青木 正明 (65 期)



本年6月15日付で閣議決定された骨太の方針において、外国人材の受入れ拡大のため新たな在留資格制度を創設する方針が示された。これは、政府の外国人労働者受入れに関する政策を大きく転換するものと言われている。本分科会は、指宿昭一弁護士（第二東京弁護士会）を講師に迎え、この指針に対する評価を主たるテーマとして開催した。

まず、当委員会の尾家康介委員、針ヶ谷健志委員より、我が国の外国人労働者の受入れ制度・政策の経緯及び現在検討中の上記制度の位置づけについて説明がなされた後、

指宿弁護士より上記制度の問題点の指摘がなされた。

新たな在留資格は、正面から非熟練労働者を扱う点では一定の評価ができるものの、技能実習制度の延長と想定されており、同制度の構造的欠陥を解消するものではないことから、より抜本的な制度の変更が望まれる。

その参考として、指宿弁護士から韓国で実施されている雇用許可制度が、針ヶ谷委員よりスウェーデンで実施されている移民労働者受入れ制度がそれぞれ紹介された。

## 第13分科会

## 弁護士秘匿特権を確立しよう！

民事司法改革実現本部副委員長 仲 隆 (44 期)



本分科会は2部構成として、第1部で東京大学の伊藤真名誉教授に「武器平等（対等）の原則と秘匿特権概念の根底にあるもの」と題してご講演を頂き、第2部で民事司法改革実現本部の通信秘密保護制度部会の部会員でパネルディスカッションを行いました。また、同教授は判例時報の2018年6月21日号にも「実態解明と秘匿特権との調和を求めて」と題する論文を発表されており、これが秘匿特権制度の実現に向けての大きな起爆剤となったものと深く感謝しているところです。

パネルディスカッションでは、外国における秘匿特権の位置づけや日本において秘匿特権制度がないことによる依頼者の不利益を説明し、また、民事・刑事・行政の各手続における秘匿特権の必要性と問題点を上げ、特に現在政府において論議されている独占禁止法改正の問題点について論じました。

当会会員に対する秘匿特権の理解を広めるきっかけとすることができ、大変有意義な分科会であったと思います。

## 第14分科会

## インターネットを通じた業務妨害の動向・態様と有効な対策

弁護士業務妨害対策特別委員会副委員長 石川 直紀 (60 期)



当委員会では、昨今のインターネットを通じた弁護士業務妨害の急増という事態を重く見て、昨年に引き続き、当委員会委員の齋藤悠貴会員（67期）及び北條孝佳会員（68期）より、それぞれ発表が行われた。

齋藤会員からは、当委員会において深く議論してきたインターネットを通じた業務妨害への対策について、議論の成果を会員へ周知することを目的として、インターネットという業務妨害が発生しやすい分野特有の問題点や事件の受任及び処理の際の注意点、訴訟記録の閲覧請求に係る裁判所の運用における問題点等を横断的に説明した。

北條会員からは、法律事務所がサイバー攻撃のターゲットになる理由、匿名化通信技術が悪用され発信者を特定することが困難になっていること、IoT機器の利便性とリスク、単位弁護士会のウェブサイト改ざん事件等、幅広い事例を取り上げ、事前対策と事後対応の必要性について説明した。

その後の質疑応答も活発に行われ、インターネットというテーマへの会員間の関心の高さを改めて認識することとなった。当委員会としては、今後も積極的に本テーマに関する情報を発信していきたいと考えている。

## 第15分科会

### 3件の刑事事件をテーマとしたパネルディスカッション ～無罪事件，認定落ち事件

(刑事弁護委員会・裁判員制度センター 共催)

裁判員制度センター副委員長 川崎 良介 (66期)



本分科会では、榊原一久会員、布川佳正会員及び久保田洋平弁護士（第一東京弁護士会）を講師として招き、大久保博史会員の司会のもと、無罪事件，認定落ち事件をテーマにお話を伺った。

各講師が担当し成果を得た事件を題材に，刑事手続の各段階でどのような点を意識し，どのような活動がされたかについて，ディスカッションが行われた。

久保田弁護士からは，捜査段階の早い時期に，複数の目撃者の話を確認し，また，実際に目撃者が視認できたのか

現場で再現実験を行う等徹底した証拠収集を行ったとの報告がなされた。また，各講師から，被告人の話を鵜呑みにせず，客観証拠を中心に主張を組み立てたとの報告がなされた。

各事件における弁護人の工夫を感じるとともに，証拠収集についての労力を惜しまないこと，客観証拠の精査を行うことといった，基本的な弁護活動を手間を惜しまず積み重ねることが，無罪や認定落ち等の成果につながるのだと改めて感じた。

## 第16分科会

### 国民投票制度—法の不備とその克服 ～「何でも聞いて，国民投票」

憲法問題対策センター委員 小堀 信賢 (68期)



愛媛大学の井口秀作教授により，「日本国憲法の改正手続に関する法律」が抱える問題点のうち，国民投票運動と最低投票率の2点についての解説が行われた。

国民投票運動は原則として自由であり，資金面での制限は存在せず，国民投票運動のための広告放送が禁止されるのも投票の期日前14日からに限られる（国民投票法105条）。さらに，投票の勧誘を含まない意見の表明（例えば，有名芸能人に改正への賛否だけを述べさせるTVCM等）は規制されない。ゆえに，広告放送に大量の資金を投入でき

る勢力が非常に有利になってしまうという問題提起がなされた。

また，現在の国民投票法には最低投票率の規定が存在しない。最低投票率については，これを設けてしまうと，立法技術的な観点からの改正のような国民の関心が低い改正が困難となるという事情もある。しかし，再投票制度を設けたり，投票日を国政選挙と同日にする等の工夫で対応できるという指摘がされた。

## 第17分科会

### 法制審議会の少年法・刑事法部会の審議の問題点

(刑事拘禁制度改革実現本部・刑事法対策特別委員会 合同)

刑事拘禁制度改革実現本部事務局長 山下 幸夫 (41期)



第17分科会は，元裁判官である守屋克彦弁護士（仙台弁護士会）を招いて，現在，法制審議会の少年法・刑事法部会で審議されている少年法の少年年齢引き下げ問題について講演をいただいた。守屋弁護士は，「健全育成」理念の前史として，昭和14年に成立した司法保護事業法に，少年法により保護処分を受けた者に対して，再び忠良たる国民とする要請があることが認められており，昭和11年に成立した思想犯保護観察法において，治安維持法の罪を犯した者に保護観察の制度が設けられて，戦後にそれが一

般化した歴史などに触れつつ，法制審議会の議論が，「健全育成」理念の放棄と家庭裁判所が70年にわたって積み重ねてきた「非行臨床」の経験が無にするおそれがあることと，それに変わる「再犯防止」という概念がもたらす不利益について説明されて，少年年齢引き下げに強い懸念を示された。

会場からも活発な質問がなされ，充実した分科会であった。

## 第18分科会

## 弁護士保険のさらなる拡大 ～業務妨害行為対応費用保険と弁護士業務～

リーガル・アクセス・センター運営委員会委員 石井 浩一 (64 期)



本分科会では、弁護士保険に関する最新の情報を提供するとともに、業務妨害行為対応に有益なノウハウ、情報の提供が行われた。

まず、当委員会の石田智也委員による基調報告では、弁護士保険加入者数やLACの取扱件数の増加、今後のさらなる拡張についての報告がされた。

次に、当委員会の伊藤明彦副委員長を司会者として、当委員会の佐瀬正俊委員、八杖友一弁護士（第二東京弁護士会）、民事介入暴力対策特別委員会の國塚道和前副委員

長の4名によるパネルディスカッションにおいて、クレーム対応の際の注意点、福祉サービス事業におけるクレーム対応の特殊性等、クレーム対応にあたる弁護士が知っておかなければならないようなお話に加え、弁護士がクレーム対応の現場で抱えている具体的な悩みに対しても、それぞれのご経験からお話をいただいた。

最後に、当委員会の村林俊行委員長から、弁護士保険の今後の展望について総括的な報告が行われ、本会を終了した。

## 第19分科会

## すっきり早わかり 相続法改正法案のポイントと学び方

法制委員会委員 前田 昌代 (68 期)



当委員会は、全未来副委員長の司会の下、本年7月6日に成立した改正相続法について講演を行った。

この講演では、はじめに木村真理子副委員長による主な改正点の紹介の後、以下について改正の趣旨を踏まえた詳しい解説が行われた。

まず、岩田真由美副委員長、岩田修一委員が配偶者の居住の権利の保護のため新設された配偶者居住権、配偶者短期居住権について解説した。次に、稲村晃伸委員、前田昌代委員が遺産分割に関し改正された遺産分割前の預貯金払

戻、一部分割、遺産分割後の財産処分について解説した。さらに、廣畑牧人委員、吉直達法委員が対抗要件および遺言執行者に関する改正点について解説した。

最後に、高須順一委員長から閉会挨拶が行われ、本会を終了した。

改正法案が参議院で可決された直後であったこともあり、参加者も多く盛況な会となった。本委員会は、引き続き民法等の改正について研究・提言を行う予定である。

## 第20分科会

## 東京高裁・地裁の建物のアスベストの現状について

公害・環境特別委員会委員 津村 八江 (65 期)



東京高裁・地裁庁舎で、平成27年12月に法廷や廊下から、平成30年1月に定期点検中にエレベーター上部からアスベストが検出されたことの検証を行った。

牛島聡美副委員長（アスベスト部会長）の司会の下、まず、私がアスベストの性質・判例・裁判所の天井裏に溜まった埃からアスベストが検出されたことなどを紹介した。

その後、ジャーナリストの井部正之氏より本件の取材経過について、東京労働安全衛生センター外山尚紀氏よりアスベストの分析方法やリスクコミュニケーションについて、

アスベストセンター事務局長永倉冬史氏より建物アスベストの被害・各自治体の条例について報告を受けた。またアスベスト飛散事故後に第三者委員会が設置された全国の事例等の報告があった。

アスベストに閾値がない為、庁舎での飛散は多くの人命に影響しかねない。第三者委員会・工事前説明会の開催により詳細な解明をし、広く情報公開されるべきとの意見が出た。

## 弁護士の悩ましい・困った事例と弁護士会活用術

司法改革総合センター事務局次長 長井 真之 (55期)

### 1 はじめに

本討議では、弁護士が実務上の対応に悩む具体的事例について、寸劇を通じてその対応方法の検討や、当会の相談窓口その他の会内の諸活動などの活用術の紹介を行った。寸劇は、当会司法改革総合センターの堂野達之副委員長の解説・ナレーションの下、同センターの中堅若手会員が、4つの事例において、依頼者と、その相談を受ける若手弁護士、若手弁護士のボス弁、若手弁護士にアドバイスをする他事務所のベテラン弁護士、及び架空の懲戒委員をそれぞれ演じる形式で行った。

### 2 ①名誉毀損的表現の事例

依頼者の意向に沿って名誉毀損的表現を含む準備書面を起案したボス弁に対し、若手弁護士が実際の懲戒事例を引用しながらボス弁を止めようとする事例とし、その中で当会の若手相談室の紹介も行った。解説では、名誉毀損的表現の懲戒事例が非常に多いこと、名誉毀損的表現は裁判官の心証を悪くするものであること、一晩置いて冷静になってから提出すべきこと、複数の弁護士でチェックすべきことなどの説明を行った。

### 3 ②利益相反の事例

あるクライアントのオーナー社長と従業員2名がワンクリック詐欺の容疑で逮捕されたところ、ボス弁が3人すべての刑事弁護を指示したため、その妥当性について若手弁護士がクラス別研修の懇親会で担任のベテラン弁護士にアドバイスを求める事例とした。他事務所の弁護士を紹介する必要が生じた場面において、会派に入ることによって紹介に必要



な人脈形成が可能なことを紹介し、また、被害者からインターネット上で誹謗中傷を受けた場面において、弁護士業務妨害対策窓口（弁護士業務妨害対策センター）の紹介を行った。

### 4 ③執行回避の事例

金銭の支払いを命ずる確定敗訴判決をうけた依頼者が、若手弁護士に対し、自己の銀行口座の預金に対する執行を免れる方法のアドバイスを求めたところ、ボス弁が預金の払戻しを受けることをアドバイスしてしまい、その妥当性について若手弁護士が同じ委員会に所属するベテラン弁護士にアドバイスを求める事例とした。解説では、強制執行免脱罪に当たりうる違法行為のためその助長は避けるべきであることのほか、委員会活動等の公益活動を通じて、相談できる経験豊富な弁護士との人脈形成が図られうることなどの説明を行った。

### 5 ④破産の義務衝突の事例

破産開始決定を受けた依頼者が、若手弁護士に対し、無申告の預金口座があることを打ち明け、守秘義務を理由にそれを管財人に報告しないよう求めたため、若手弁護士が当会のチューター制度を利用してベテラン弁護士に相談をする事例とし、その中で弁護士会の研修講座や法律研究部の紹介も行った。また、弁護士ではなく一般有識者で構成される懲戒委員会が弁護士の懲戒権を持つことになった架空の設定において、守秘義務を理由に管財人に報告しなかったことを管財人に咎められる内容としたことを通じて、弁護士自治の重要性について説明を行った。

## 徹底ガイド！ 裁判所を味方につける書面・証拠収集・和解交渉

弁護士研修センター運営委員会委員 藤木 友太 (67 期)

## 1 本討議の目的

民事訴訟における弁護士の役割は、依頼者と裁判所を繋ぐ専門家として、依頼者の主張を裁判所に効果的に届けることにある。しかし、どうすれば依頼者の主張が裁判所に効果的に伝わり、こちらに有利な心証を形成してもらえるかという問題は、弁護士にとって最も基礎的ではあるものの、若手からベテランまで常に頭を抱える難問である。

本討議は、このような基礎的な問題点を、訴訟提起・弁論・立証・和解などの段階ごとに分け、弁護士・裁判官それぞれの立場から鋭く切り込んでいくことによって、多くの弁護士が抱える普遍的な悩みを解決するためのヒントを提供することを目的とした。



## 2 基調講演① 弁護士の立場から

前半は、元司法研修所民事弁護教官の鈴木道夫会員と、元名古屋高等裁判所長官の門口正人弁護士（第二東京弁護士会）のお二人にご登壇いただき、弁護士・裁判官それぞれの立場から基調講演を行っていただいた。

まず、鈴木会員からは、「裁判所提出書面の要諦」と題し、いわゆる書面三本や証拠説明書などの裁判所提出書面の在り方に関する基本的視座についてご講義いただいた。

これらの書面の読み手はあくまでも裁判官であり、書面を作成する際には説得すべき読み手の属性を常に意識して、平易性、論理性、訴訟進捗状況との整合性、そして証拠との関連性に気を配らなければならないことを、ご自身の経験談を交えながら具体的にお話いただいた。

## 3 基調講演② 裁判官の立場から

続いて、元裁判官の門口弁護士からは、「訴訟における心がけと技能」と題し、訴訟の各段階において裁判官の心をつかむためにはどのような訴訟追行をしていくのが望ましいのかについてご講義いただいた。

裁判官の心証形成のための弁護活動は、実は訴訟提起前の段階から始まっているということや、証人尋問で裁判官にポジティブな印象を抱かせるのは難しいが、ネガティブな印象は尋問技術次第で簡単に植え付けられてしまうことなど、数多くの興味深いお話を聞かせていただいた。何より、訴訟においては「戦略と戦術」よりも「信義と誠実」が大切であり、プロフェッショナルとしての大義を貫く姿勢こそが裁判所に対して最も効果的に響くのだというお話は、弁護士としての基本を強く再認識させるものであった。

## 4 パネルディスカッション

討議の後半では、基調講演を行っていただいた経験豊富なお二人をパネリストとして迎え、コーディネーターの軽部龍太郎会員（弁護士研修センター運営委員会委員長）とともに、民事訴訟の具体的なノウハウに関するディスカッションを行った。

「訴状はどこまで内容を固めて出すべきか」「裁判所は証拠説明書をどのような視点で読んでいるか」「和解手続における心証開示のサインにはどのようなものがあるか」など、誰もが気になるが中々聞けない疑問点について、弁護士・裁判官それぞれの立場から深く議論した。

裁判所を味方につけるためのスキルを、「幹」から「枝葉」まで学ぶことのできた討議であった。

